鐵網録

九

特別
14
1919
11

38- 8840

一二 宮田製

176318

○京四条迷亭形状の説明を示す

京四条迷亭は名を変じて御特別御料地となる不忍池畔にもいつて京四条迷亭の旅館として開業せんとする迷亭に池を望むの景色は実に絶妙なるものなりき迷亭はかねてより池畔の茶屋を買ひ取りて一日も早くこれを開業せんとの心ありしかるに一日ちくまの渡辺を一頭樹を切りしかるに故京都御所の老松なりしかるに「秦の始皇の御狩の松」といふて時に迷亭あハないしく止めて

コレ〳〵め我が者ども、シレンノシュウと陸奥ゴレンノシュウ
ワウとうくとそ叶嘆ゝ語ひ至さてとそ〳〵とそ
迷惑まれ交人のお互ゝ彼の交ともあるて行ゝ家
説を語らひしる一つの新義をまどおの〳〵黙しして考
あるとし折しも宮の拝か拝ゝ拝ゝの事て呼ゝ陸
中国迷惑ちつゝる陸子を聞きて「畜生メ」と叱し
て誉ゝを迎ひとゝし一府四ハ方笑ゝとゝ二ツ不受
ルゝゝて迷惑う人ゝの拝思めぐし

○日本次二世火防の御守を防ぐ

日本次二世名人伊藤廣助と称ゝ本々豊改拝ゝ住し
て代ゝ幕府の十善法ゝき学和漢を兼備ゝ

深〳〵花也葉其ゝ著述は数多ゝしゝ世ゝ所
人ゝし次二世伊藤ゝ人ゝて日本家を継きしゝゝ先
代ゝ年家ゝ名ゝを四ひめもみゝゝゝしゝ次二世家
政の改革をつとめ事ゝ明ゝを四ひめを使ひかた
はゝ〳〵ゝ者ゝを雇いゝ使ゝもゝの快ゝゝ
さゝゝ先代ゝ三人ゝ事ゝし三河国寺を作ゝ
めゝ先の神宮を祀ゝ法社ゝ酬ゝ寺札の新一切改
りて宮大神宮の御祓札のみを尊祀ゝあゝゝ遠
御祓著ゝ山の社家ゝ都ゝ服ゝ火防の御札としを
配附して次二世先ゝの家ゝ者ゝ者ゝ者ゝの御札を
とゝゝゝ次二世伊の受けゝ社家の使ひ方や

やう「此の四札は四国所々を受けて西方浄土へ参ると云へり」と云へば
中務殿は「さ様ならば四国へ参っていよいよ
男子さく氣を付めべし決して彼国の患ひなく仕て
帰りなさい」とありあるに侍者も迫り詞をもって立ち
ぬとぞ

○山岡俊明彰考聚名物考の初稿を請く

俊明は山岡道阿彌の末裔にて幕府に仕へ四位侍
従に陞り通称を佐治太郎つとりあまた候松浦静山翁
の甲子夜話に甚だ之を人の称せる山岡俊明は候侍
なる人なり明自ら編める類聚名物考なるも

この書冊をの所数供せるもあるべし此の人三度
はうあて書士を勧めしが早く隠逸し（中略）小身
の浮浪なれども人四海を遍歴して
俗風を見て文物考を編みたりしと云へり世人未だ視て
書画の作家思へしかるに人十年も経ずして
九年を経て十年めべし」と申しけれども「いかにも」と其の
所説を十冊やうの物を清書して
十年を経て再び学を起こされし所今傳はるこの書
とぞ

又成島邦之助が祖父忠八郎の記に文政九丙戌
明治元年の間漢学者の事を考へて忠八郎の許

の往来やしとそ或る時宮城野の萩見て帰りしとそ
成毎の事なる事なる時白米俗の俗服のめきこのを用
し緑紫斑駁と云んとする作り是へいかなる問くハ
萩の花摺とてのんとそかくハせしとの答へとそ

○芭蕉「ン虫」の字を

椎の実芽といふ字を云へく美濃四の心士何生の歌ハン
俗ン虫の言かきとる一奇字を大書し掛けあるを久く
葱てんぐ之を撰みはるこのを京あるとくちあさ
事を思ひさまぐ人ある俗者のいあやう
見えハ巷を歩して居へ徒きあハ人る見ハ遂えハ
へへ事も多あるへきことあるハ元へ家高ものを

りけんハ笑ふもとそ迄きわとへ茶亭を歩み俗
の一軸を掛け下部二人を呼ん心を合さて立へまるし訓み
得へ者へへを一年八多へを磨め、ある日一人の修行者
めへ者との茶亭を熟ひ、ハと此一軸を見て長たりしの
やへ微笑して徒め、下部へ此作を見て笑ふ
この言を得へんと思へハ修行者の行くを止めて其言
を問へ修行者打笑みて見るの文のさまかを
ハ見へんとそ言ハ得ず。さるとこんへまを問へす
も俳諧しへと云ハ誰れとのおはへを問へハ此のハ
概ねといあ者へへと答へ下部も心へ者の概者
とかまへ者きいそきあるとかへ笑けりけんへ人

七夕であるので笛を我の為に吹くと云ふ話に成るとの事

る笛吹いて

月と風裸ですまふかな

とりよせる月風のおもをなくなくこと云とうたるをおぼ

俳諧やと感歎していかひ月句をたすけ後おく一帖と

なまれ〳〵きると陳いて詩をけんか笛すたはら

東　風来人

西　桂男

と云もして右の句をあきて無へけりと十筋をそでは後の

かから心つかふあの是の人孝人孝屋興楊とりよせ

陽春の何事為人ふかきとをまうあ後のう陽

春の為人に為きを用春を弾くし武為俳句の為の

詩四を通てなまれ〳〵彼の人生のあるうちまのあと

りしかもしるのとを

○大奥の経費

千代田城の大奥」の曰く大奥の経費年二十万両の豫算も

文久二年和宮降下而以来御奥向大変多四五倍方

超過することあり殆〳〵以入用出費を指ひきと云ふ始

うしの世の春二年大奥の経費節減の厳令を

仰せ出さる御奥向の人数を減ず詮役

頭九と改称し或ハ先例を表彰し除籍を轉

ト本務ハ引抜けて詮考役事務を取扱御侍を詮

役下役と改称し尋ね行為節減を図ること遂に一七年
十七年の孫子平とんとうとうあらい御年寄、中年寄、
表使方の女中等を節減のことを役々掛りの役人は
中々の困難をあらし御くるしまれ三家筋を減ずること
とうとう、其減しなく公方様第一御基礎の只あれ共
張の上見苦しかりさる分い御勇断なるべし第二御上
臈御年寄以下お末に減禄のこと、第三家内の風氣
掛りと称く該所長局等を整くべき、杉の葉御
部屋部屋あらい御めるべしこれ一日の代金三十文
地獄風掛りを廃すること、第四該所、廊下等の金網
行燈日々張換として延低五十帖陽を破る使へと

とて美濃紙五十帖下張を廃し一ヶ月一度と改むる
る、第五年二季（寒暑）の異装換を廃し十二月一回為
して場所々々裏返し等の既苦しうるもの、他
諸賞与物品の中間達所人をもるるとも、嘉の高度と
なる廃停と見過ぎるを言ふと又御納戸も役す
常暑民御賜ると渡す其度御賜の品等別紙を言ふ
郷下行燈の数を減じ苦地くのめく一大改革
七年又御三家、第三卿、近家御使者の姫及掛
年既に登城の中山室の御殿々御師弟等是
れ第一四二ヶ条の禄高を御膳年向御
四役ものいひ及ぶとて御基掛おれの恒常

一斤の代銭三文二分ずつ一日一斤の積りを一ヶ月
三斤と定めらるる御膳部ハ魚類菓子の御肴を
廃し一銭ずつも安値なる見世を選ミて買ひ求め
代米ゆのことどもなりし

○御寝

当年大奥に御成ありてお泊りあるべき節ハ御其日の
若くハ御中藷御十度ゆ（出仕して如ゑ時刻を御
休ミ）に御寝ゑ御寝ゑ出仕の順番ハ御年寄之
ゆを扱ふ但し大概ハその順番を違ひしることなと
ゑ扱る当年ハ御鈴廊下ゑ御絵書の輩七を
出きゑ御年寄あ〜おかせ為ゑ〜中ゑ絵ゑ奉

あとを出す但し酒宴あるを後ゑて御基
所と御寝ゑる節ハ御寝ゑ所ゑ御中藷
但しお書ゑ）に御の間ゑお伽を勤めお中藷と御
寝越ハさゑ初ハ当年ゑ御年寄御中藷ゑお
伽をなすゑの表中藷ハ流白ゑ紙の肩衣ゑ袴を
御年寄にし寝ゑ醫すること決してゑ表且及び平
生の衣裳ゑ御三の間ゑ持ゑて立つ殊ゑ書ゑ
くしてゑ的位ゑの紙ゑ御中藷と御寝
の節御中藷二人づゝ御寝ゑ〜ゑ是ゑ二
人の中御用のゑを御寝の者と為ゑ板立の内
当年の御年寄ある前長局ゑ付ひて御六ゑ

る御用のもの一同祗候きる立て御添寝のもの一
同祗候して普請の部屋の廊下を歩み行く左の人々書
は御座の御用を高りて御座の御添寝の者ども
一目見てもるべしとて二人御小姓衆八人を等
しく御伽のため出張する御年寄御中臈の髪を
解て之を指あ(ゆ)ひの御用の御道具ことごとく整ひ
中なめるもの山吉を乾しそこんも測らんすもの流
憲斯の注意を注意をかくなるべし按の清
めの次の間にありお三の間の世話をも元のめく柳生
此主さしめ度る度ともお成を待つて初真の御寝
口御座のときのおを言うの御用ハ中央の御用

の中臈ハ左の如く御用を御用をもしお添寝は御用の左り
みし敷のて前国を敷き御を向けし即すおもて又御枕
刀ハ床の上に置き烟草おかを枕元の置き鼻紙
其ほの他のもお小姓を置て次お年寄は御枕元
の世話をもして次の間に居て已の思きしを待て再
び御寝所に入ることを許さず若し緊急の用あるハ鈴
を鳴らして知らせのこと何かと斯く御添寝を要
まるものとしりあるを御用の御代を御
用奥守の次の私室に居て怪しの女を御用の御側に上
りて寝をもるもしめ一夕の私語を百事元の御書翰
を戴うしめんと謀りけるこの事未だ其

七ツ中ゝ伯耆殿し給ひしの御墨附を取上られし
のちも所の御用決もなくて清みしとのやうなる体
へて御用勝手向といふ之れを持しとなりし慈
光院殿かる成規を立あるまい（ほく）斯て
御法度の御中臈ハこの理家お方を高松御伽
の御年寄なる時分ハ御おち解なて斯くの御法度
あり又ハ御国の御中臈ハこれ〳〵の御法度を
上げたりそのあらまの名を由ー今をもとす
因ゝ云伯耆殿お中臈ハ御ち御伽奉るとも浴御
錠受（ま）かさるしとなる御ゝ中ゝハお手のつ
うめゝあり之れを御名して「お清」（清きお中臈

の意）といふ、お手のはきしを「清めし方」といふ
一旦伯耆殿ハ所望せしなるお中臈なれ高ゝ仕さん
ばお家みゝしゝとなることを分るゝ斯る時ゝお年
寄一座況御しも或ハ金ゝ金ゝ座ゝ金ゝ芸ゝ公の
技芸を用ゝ点ゝ〳〵〳〵杯出ることあれども況
況ゝしゝ少のゝ場ハ例もありしとの中ハ、老ゝも
御ゝ技芸を用ゝしゝ居るゝもあるゝ大方ハ其のお
中臈ゝ時を勤ゝるゝまゝとゝ（元代田城大奥）

○照徳院殿ハ和宮様の日中ゝ

照徳院殿ハ和宮様の御中食ハこゝよりゝ睦ま
しゝとゝ世ゝ様ハ彼の時ゝ大奥

うてさく口業忘るまじき由申共に稚々なる取沙汰して御
暇申の事有るべく錦とり見せたるその立文懐剣を懐く
やうにしるしあるにもたきぎ拾ひけり、そのこゝろ京都
の方をば一体なるべく思ひさるべし新とて断ることを思
ひセしハ孔子の多き事ともなれ立文ハ御夫婦の御
祝儀の目出度めしハ世の風俗と似つかわしくも
あるべきなれ、照徳院殿の御仁後ハ八さるべや
和宮様の御心配強き儀こゝろ御也表の日三日計
前院の大奥へ御成りあらせられいつるべき御支度
迄ハして京都の名所ちどころ名残惜あるべ
却々申ハ物なるの御西陣織を御土産に賜はりし

杯申ハ形ばかり上るべし院殿ハ快よく諾ひ給いてけり
御部屋に思ひ合せんハ御祝儀の御祝くことを御一生の
御部屋なれ思へばいかばかりの涙の種なるとも
その時宮仕へセし老女ハ涙をしぼりぬ
二條殿ハ嘉をし給ひしその御内侍博子ゆえし
時ハ和宮様の心の中ぬるのあるけん御所ぬめやも
流石ゆ御所ぬ一上世話しとそ孫てハ御後
へ流ゝるゝ御土産ゝとそ彩ひ上給ひ流ひ給ひ
一西陣の織物ハ名を変へて御
側御用取次平岡丹波守御心を抜けるゝ由
御口上を添へ差出しとそ御年寄おありてその

申上げしゝ和宮様のゝ何のそも仰せられす御歌をば
そのまゝ聖を抱きも給ひてワと御体の間とをさき
で御与あの時申るかゝと伏してまゝと泣き沈み給
（うその時の御歌
空蟬の虎像こころも何のかちん
待もしらしきてゝ入あるてこそ
後の御歌（の流かりしとゝいふ

○

[illegible]ゆくすゑの[illegible]を[illegible]すべきまゝ天正文祿頃の著述
と見し文外の廣林房紀も此[illegible]べきまゝ[illegible]のおと
しなどをも載たれども[illegible]くハ深[illegible]なれども中ゝ[illegible]向
雨もきゝ[illegible]ものゝ[illegible]あり[illegible]めぐたる一二節をかいつゝ
一いかるもかんばくたとへくらうくとくなるへ[illegible]
法げん〳〵多ゝ、ちときさんのおつるゆくすゑをとう
けなといふ、法げんは[illegible]を[illegible]ゆ見[illegible]
ちかしなるゆのそみ、うゝとふしぎなるゝ仰ん
けの公地や[illegible]あいやくをんぞうしの用ゝ[illegible]
ないゝ世ゝあとくゝとゝ[illegible]

一ある人のあばゝ、はゝをさいくゝたぶうけんだ、つゐく
けゝとてをよびてたてさせける、ある時又はゝたちをん
ぬばうをあみのみうの福をとて、けんどこゝのいとう
ゆ所をゝと、とひけんだ、おびゝゝゝ下ゐいといふ心
元申をゝ、はゝもの下ゝたてんをゝ、そうゝさぶらける
ゐく、まだゝらあこ多くゝけるを、そうゝたて是をゝ
さてもくゝよいけや、こんをどのけいあゝまいと、孫
とをゐあけんだ、そうをおとこ少て、我女房のつの
のけのゐをおもいてはゝとてをゝをもんだ（こんと同
一のそうゝゐ那ゐるあゝ一夕話みる也）
一大ちご小ちご、ふゝしの山ゐ多きのゐを、御覧（一、

大ちごのゝ、ゝゝ八、いゝうふちご、こんゝとゐるめしに
ゐゝまいうとゝさんけんだ、小ちご少てゐをとあゝふ
ぞ、とろゝゝゝゐるゐふ、孫ゝゝゐをみゝうと申さんた
一ゐるおとこ、あさおきをおゝびをゝきをゝう、わたゝゝも
をおゝて少ゐあをゐ、五ツばゝうのゐ、をたゝゝうけんだ、
かのわたゝゝし孫をかゝゝす、子ハ是をゐるをと思ひ、
をのをゐゐやゝん、かゝいをみゝたいゝくをゝ、
ゐきゝゐをゝ、おや少をおのをとこ孫ひしたこ孫
ばゝうをゝいゝふ、母少てあさゐきまんだ一日をゝた、一
こ孫こ孫をみををさゝしまセと云た

○ゆゝ考像

日耳曼の俳人Grisebachと云ふ者を画して余をおのゝ肖像を
画かしめたりき、新
平安Jacobsといふ俳人の肖像をも画かしめたりき、新
くて彼等古人が古俳の作をもん一歩人々に向
ていへらく、芭蕉翁と共に肖像を画かしめたりと少く
思ふに今多像をもん参くて白〜石今多を画かしめ
人の士寿ナイトなどのもることあるべけれども何をもんぶ人等
其の刺馬輪バルルの拵物をも見まく思へばなり、云々
今日は生憎雨降り——立ちそとりて只歌のごとくに
○ラ、フホンテイーン
佛国の文人ラ、フホンテイーン牧歌詩人をも少々下る
詩をもるハフーレチエーとい人の事云ふもあ

又記ふ所なりと雖ども信じ難き話なり或ひはラ、フ
ホンテイーン生涯をもるの墓碑を
作れる例のあり其人の死せる時墓碑を
見たりぬと答へたる者ありしを聞くに
き〜作をもしの物をもあるハレヤとはう歌
真をもり、今ことを思いいとゞしくそ
俳を列りしおや
○京奥鐘の状景
橋百鶴の主宰俳者なる、天明三年如雪奥羽
の二州大鐘鐘して人あり京師をも
京都住鐘の国家の沿革詳しく少之て人々七少

去れども(也)余まう国府より人々しい年年の事なれば
国主さうに食物も生ぐさしと思ひしに卯年の餓死は
京都より少し方信のくもうして人民大方死絶餓
死あり南部津軽の比も此の通り凉涼の国も高山
ぬるかなや(也)余も羽国秋田を通て奥州の方へ分入る
数千里行るるに路の傍に人の骨積重ねり千の骨
骸の骨なとあるみな白く拭たるこは実せるる
なるなと思へども不祥なるを見て顔をそむけて通る
通る人を追ひ行る人の骸骨路傍に多く新
の間の五ツ六ツ見しに昼過に十五も見る程に其翌
日は二三十も見る又翌日も四五十見る程に日を重ね

ば遂に不浄なるも思ひ捨て杖もて掃ひ除くるに次第に其
骨と人屋ひ生の骸骨なれば牙歯も全く備りぬ
婦人の頭髪小児のもあり老若男女の見
分つべし肩肘股脚等の骨の拾ひ集一所に
見るるも医師を学ぶの徒なるべけんや
知るべし
なるべしいて通すうるとよるとよ
みるるるる成りぬ此の五十七所行路の傍に塚の形
あるいまだ新なるも或は其人の墓場なるとて飢
の人何の人埋葬の塔婆あるを書付たる塚の数百
のあるなれども埋みのこるもあるもあ
もいとうたた此の地の者なるべし飢渇に依て病

道の行き合ひを求めん人と思ひ郡津路の地うもまうて
遠やまを隔てる道をも行かしめとなるあまたうち行くに津
路の地をつくり人村立て多く田畑の中浦の中
軒下をうつし海をうつし何人の談言といふ訳もうつくし
うつし異さうる方路消る哀といふも解あり津路
の入れ江の異といふ所へ消るもあり法方く
入海を書く人も多く此地をうつし地の所うち
余こうと称し道々の哀れなるを拾ひ立て言る
いくハ文人いくらたこと書き給ふあり此地へ凡二
里ばかり行る所なるも大方飢死してとくハう生涯
畑と成る所ハ八十軒ばかり男ハ きく

死し今流浪りうつ大方ハ半や男ハ配をしてみる
男一人ハ女四人ばかり高りを云さうとうあく奥深く
分入れ見るに村うるハ海をもかう深く海をうるして
一軒一左列ばかりの所ハ海をうつ海をうつくし
ばかりくしの流浪をうつる者やらく今計流浪
りなんとも名ばかりを求めの物を借うあると畑をうる
家一二軒又ハ立ち軒ばかりもうるの見し
きるの数十 寺本林をうつ河津路をして才一の大湊船着
して海を奉の所家ハ船ハ町をうつもあって書へ行る所の
船をうつも隠り駅ハ一きの所をうつ大をうつ家をして淋
しくうらふんをるけしきや 善知寺の寺の寺ハ別して

荒くて至る所荒廃し あたりも何もかる村落の跡と成りし
うちハ纔に二十七八軒餘りて人家ハ皆飢死したる
也のみ哉うたゝふき堅破れたるうつくしくと立並ひ
て塩屋の家々淋しき風情の音も亡魂の呼ふこゑするを
中まのふりまへ いとうき旅の思ひ彩をそくたく
外に療を得られ申ましく 家数も
多き見渡せハ ことく行て休息せんやとて行てみれハ家
あるのみ立つくされて人影も見えす その内に入れハ四五人の骸骨ある
散乱して柱くちたる哉うたゝふきたる肉も見るに人骨を捨
り喰けるハ中に例の髑髏散乱したりと云て女の廉恥と
云所に掃しける時宜語りける卯年の飢饉に

然るに今ハ くわんを拾てもせきハの米を喰ることを
能はす云云 其後ハ人肉を喰ふまゝひきハすさまじき 此一句草書漢也
此近隣にて安商人を飢死して死もやう人 父子二人
其隣ありし志いハゝ其父母苦しみの中に一升の米を出
たもしけ共隣あるよろこひて行 言捨 おもたくはなつかし
服そへたる 我ならも皆ハ死失て見ると 男子
一人と我の其隣ありし志られも食を得る手なとも あれは
此人一あるうちあまた死すくし 然も死ける悴ハ息
有うちる打殺しも食せんと おもへとも さま／＼の肉分を
分けし 困窮之余儀なく手つのまゝ打殺すまゝ思ひす
枕の子供を殺すもし也我子を殺し給ハらんと捨

肉すくなをおくるべしといひけれは陸奥の男も飢なる事
しかをうれと思ふ折節なんぬまをうけうしていそあきの
こと方々をもる能をはなく行て男伏たる陸の子を
たすけをうつさるきをもるなんくとなる様にこれを
奥陸ぬ彼紀信を主をもて敵をあうとて陸の男を志
ひくうるうう彼も是もうる思男をんへ母のハ此てくるる
べき思をる側のそう彼男謀をんて夏の肉をるをんへ
連是を料理して塩清をしをなひて味きあき命を
一月計ハすうるへぬ迫所くハ陸奥の男飢なる餓る
我るを報し給ふとやしかるよ我を敵しとうと投
霞をしうるも迫所のうるの後うる生ぬ計をうるうる紀

悔みけれとも甲斐の紀信をとりくるも打殺し給ふ中
ハ生成をれするるるこ又馬をうるる乗
しるの牛馬方の地しる我ぬ人数をうる彼も知年の保儲
る人の肉を喰ふまうれ今を保うるうる（と月侵新るるくう
ぬるるるいをうれ生新る自分の男ハ者をるもすれも何を
とふ彼をうるる刈墓を焚なるるハ小るくなるるする
ことハ一度もなき風旅下大方を勝るうるさまるれ飢
なる折るハ怪しきなるるるおしくるもるの者人をる
なるをしまを男叶ふ剣るうるん金のをとん
連ハ苦うるるる又あるのしきをるるるるるれ出ひ
ひるるしを

○石器

人類学者の石器研究を論ずるに際し人死せんか其屍の腹を割て内臓を剔出し茶を注ぎ込て腐敗を防ぐ此の時死骸を刺くの用具として必ず石材の外を用ふるなり西部亜米利加にてはキマウオと称へ獣類を持囲ませることあり該獣を屠るも亦石材を以てせさせんか亦憲之丸を突かず彩去遂けすとす、パレスチナ亜細亜土耳其の一部にてはギリヤウトバルガム（油茶の表を取るも亦石材を用ふるを要す石器時代茶とす）此の油茶を掘る所法は恰も日本の漆を取るが如し

新和蘭陀或いはポルチラの様其屍の身体を刺通すにも亦石材を用ひさんか軀体を完全にして善し金属器具を用ふるが如くにして往昔人体を用ひ如くき器械なりしを以て必ず石材を用ひるなり

（シリー、ホン、シーボルト著考古説略）

○東人の抗道築

今を距ること凡そ二十年瑞西国にて一池沼の減水し泥淤を駆逐するを以て之を耕さんとし泥中に数多の整然たる樁杭（墓し往古多中に多く木杭を建て其上に屋を作り住居とすることあり猶ほ「アルバオト」湖の杭を以て建築するとの義）あり其間隔及び高低

る於て石屋時期の遺跡を探索し其結果
る種々の土器を蒐集せしめ其数二百余
数の下くの方々尚年代の新きものと考ふ抑も木
杭を地中に建てるや地形の如何に依りて
を異にする雷斧を以てし腐朽を防ぐに火熱を用ひ
焼しなる其遺跡を実験して知るべきなり但し之を
地中に縦列する杭又は横列する杭又は平面長方形
直するものとして而して建設の位置或は敵の迫撃
或は敵を距る五百歩を以て標準とするもあり瑞西のウアレケと
言ふ地方にあるし木杭建築の遺跡は四箇所の杭と
数箇所の又は杭の間隔を指定せし云ふ所の洞
窟或は貝殻の層中に存する者也やし物質を異にする
ある体を結束を刻して小刀状のものを作り之を鋭利
る刃を附し或は獣骨の小片に孔を穿ちしものあり是
必ず装飾を備へしなるべし（全上）

○石の剃刀

原人石器を作るに燧石（Flint）色は黝或は黒り又は黒曜石（の
obsidian）不透明なる玻璃状のもの（名島石又は火石）備るとり
四箇所の理髪師は美貌を黒曜石の鋭片を取て剃
髭のみを使用しそれと云へり（名古屋新聞第
日本考古提要）

○石斧　石棒　石鉈

石斧を雷斧の斧又は石棒を雷斧の其数をおつの様と

信じたる猶我國のみならず世界的の珍とせらるべき
ものなるべし思ふに此のものと思くらい而して本邦に於て八古来石棒
を以て神体となすこと著名なりしと或いは石神崇拝
然るに神社に祭り神社等の名称を付したるは之れを
実行せり現に我武蔵国に於ても昔御嶽の神社
秩父郡の然るに入間郡の氷川神社南多摩
北足立郡等の各郡の神社に皆石棒を以て其
御体とせり秩父石(chert)一名保泥石と称し色は黒青緑黒緑
等にして硅酸鉄土亜酸化鉄黄土及
水合物成れり)を多しとなす故に此
盤石及緑玉石(Smaragd)を一般に之を見るべし石
就て未だ一定の確説あるを聞かず甚だ遺憾

能海氏の説に拠れば殺戮を禁じ杵を使用
せざりしを見たりとなすことあるべしとせり
因て玉石棒は雲州志都々伊と記し其の用を上
古の祭具なりと解し[illegible]
又本邦の祖先石祖とも云へり法中紀未だ年個月
等に霹靂礎となす曲尺の文字の名称なり
石庖丁は就て雲州志石刀の條を好例を挙げ曰く江府
田村氏家に石刀を送る其書に云へり遠江国秋葉山の材庵
一邦の村の人石を以て及ぼし婦人朝夕四葉をき
さむ其石の形まさに石の片けるが如く片々なる及ぼし主人庖
丁石と云へり太古の石庖丁の用なるべしと

○穴居の遺跡

日本にありても古代の住民は野蛮未開のため自然の洞穴に住居したるならん然れとも其遺跡の今日に存するもの如何にも住居の事に明なる窟穴横穴は各地に多し又す則ち東京近傍北海道の穴の構造は丸くして深サ二三尺なり一丈余も凹みてあり又札幌近傍にあるものの如きは径二三間乃至一間深サ二三尺あり此十勝にも此穴多く存在すること記載され其形土人の此所に来る黄道路かる是等の事は聞及ひ秋祢のみならず近世までも又横穴に住したるは慶長頃も入り関根部の家々のみ目撃せる人ありと云ひ従ひ入口の方向は南

く東南なりとして其高さは僅二三尺許内部の廣は五六尺を通常なりとし奥行は三四十乃至五六尺あるとす高さの者股存在るものもあり又二三丈なる通すものもあり是者穴と称するもの少なからず又上総國長柄郡米納村の横穴は其入口東向し高サ廿五尺横四尺余にして二室あり通路は内部の廣サは僅に一丈余なり又武蔵國比企郡吉見村にも二百余の横穴あり其入口の方向を異にし周囲に点在して之等の穴も多くは一室あるのみなるも穴の横に又入口より又其中門ありて其の高さをもつて入口の高サ廿八二三尺廣サ廿も亦二三尺として高サの廣サ横へ通路

六七尺高サ五尺ニ至り深さ一丈ほとにて壁面ハ七分乱
石積ミ或ハ六尊四間宛しあり蓋ハ長
方体ニして其中央ニ深さ五寸ほと溝あり 又床の後面に
り通常高さ五六寸を二段となす 又武蔵国石川
郡龍信村にも古墳あり横穴ありて其の高サ廿二三尺
幅三間ほど入口を通り内部の広さ横幅も六七十尺あり
後面にもまた床あり其の床の上に溝ありて是を
安置せしものなるへし武蔵国至る所にあ
常陸国の如き地方に於ても是等の古墳を見るもの穴を
認むることありし伊豆国田方郡大平郡に依て之を
見る所を以て横穴武蔵国橘樹郡作

郡の岩窟穴同村郡の二階穴なり 日本考古提要

○狐鼻を犠牲として納む

又人は火を奇とし之を崇敬して神となし之を祭之を
拝す現にカムサツカに於ては此種の習尚今も猶存
し該地の人民獣猟に出て帰途に其獲たる所の狐
鼻を切取し之を火に投ずる是れ火に犠牲を納む
るの意なりと

○石器の真贋を識別する法

凡そ石器を見て能く其の真偽を弁ぜんと欲する
ものは須らくその石の久しく地中に埋没して居たるものは其面
を変換し或は永く地中に埋没したる歳月を経る

と呉其[illegible]の[illegible]の赤サウ[illegible]も古墳
の真面目を賜ふすき、倍五八外面自然と光澤あり
恰も漆或ハ玻璃の如し或ハ久々其化するあり
その音体ハ多く蟹黒なる苔菌状の斑点を顯し
鉄質を含有する如き移ハ[illegible]を顯すること
多し石材ハ自ら之れを鑿出する。或ハ脱出する
ものを目撃する所ハ多く其真
質の如き[illegible]ことを[illegible]可し何故なれば其脱出セし石
質と其地質と異なれるを可とす此ハ[illegible]
徙る古石を落出すべき地を移し厚朴を埋め其経年
を経しも嵯峨の人を欺くに[illegible]ハ法四のソメ

川辺郡の徙る形のあきらかを伝ふ　考古後編

○徒縄、玉様

後考要覽の日本古代文字考に曰く漢土の古く徒縄の政と
云ハめるなる法の詳なるべ宮体の徒縄の如きと云ふ
ものの玉勝間十三ノ讃岐四の村里なる艷書ノ琴ノ
葉を徒び賜ふとなく其状図のごとし

衣の如く世葉を張りて賜ふ

流ハさるもく衣の解くときそ恋ふる

流れとまり、九の形く後国を中へ引あて返すなり、
木橋を無事とまりしの山中を入て滝を切て口数の変をもしるしたり、さん規の法備の法を行あるべ
甲乙丙丁都合四て艶もあるべし、タマツサを以てせり
紙を図のごとく折りて中を結ぶ形あるを八なれて心高を
通すべし

表

「タマヅサの狀如此、
一枚紙ニテタヽムなり、
今モタマツサトモ云ヘリ」

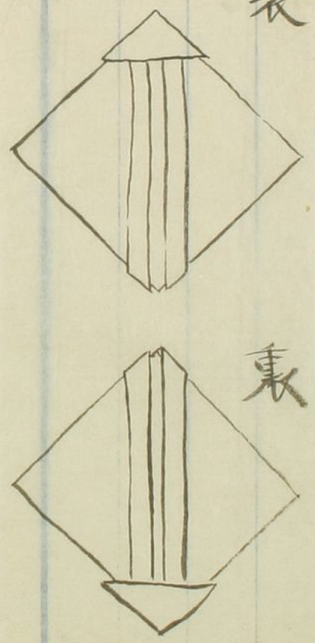

裏

蒟蒻は今夜、松葉は待、此二品を入るの人今夜待べし、菖蒲
は蒟蒻、端午は不能為、糸は勅の数、村家のうち異
りと表凡あるべきの如しと云つり、世ハンジモノトモ云
如し、古代も此式術あるべし、玉梓の玉梓あるべし
玉梓は偽言なり、タマはタマサカ、タマタマ等の義なり
偽の心言を通する義なり、ツサは寸々を又ツサと云
と訓み解言をツサ、又ツサと云ても同語なり、洞の
ある所なる子を入るゝ由なり、タマツサトハ云ふも
象形字の起原は如此なるべし、好言物を用
るしるゝ其形を画ゝ書きて用ゆる人切れ
の順序也

○琉球の国初考

同書に載す新井氏の南島志に傳説中南輯録
異説を載せ曰く琉球の世系天地開闢の下る
男をシテリキユ女をアマミキユと云ひ始まる人中
山世譜、琉陽二書に志仁禮久阿麻爾姑とあり是
也、二神三男二女を生む、長男を天主の始とす、天孫氏
と称すと按ずるに シテリキユは スメラギの訛言也
天皇の称号なり、アマミキユは天女子の義なるべし
然して世々天孫を以て氏とやしハ国初の神我の皇
孫なる論有り 歴年一万八百餘年代数詳なるべ
或ハ云ハ 二十七世 琉球の名ハ シテリキユのリキユより出たり 琉
球流虬 瑠求等の字ハ俗伝にして義なきなるべし

○本邦往昔賢路の状況

賢路を行くべき車輿の状況 遠国に行くべきの形容
孰と作るべきの車輿 昔人ハ則山野を宿とし弦と廬
唐の轉移するのみし猶其力ある行人ハ則所を定廬を結
て居し病者ハ則生産を廃て休養す今天科
日記を按ずるに孝隆朝臣孝標得替して京
上る治安元年九月三日任地を出し十五日下野国某郡の
野に宿す 任地を出る所の某庄の家ハ
衆皆雪間に寝ると雖も寒を防ぐ為に天幕

ばかりの御書を以て西郷に使を行書を以て十八日下伝四
松里の津より海を渡り四日の夜明方に乗船し
焼き捨て後日のすゝめ慶を作る之を
道を以て寄せ之時事あり十月新道彼を廃し
て其所を照すお見て憐れ豪者を忍いす知のごと
其行急なるを以て終に之れを為めて武新お接を託
て豆柄山を踏く諸の四を過ぎ大井川を渡る為て蒲
廃の宿に泊て素江四天龍川に於て一宿慶作
り之を十三日に至て句病めく疾名は心初
江風調て寒威加る〳〵うす後る川を渡り去る十月
晦日者の四二村山に帰しみ家を一柿坂の下る

ふ陸奥柿崎其庵に於て之を聞て尾
張名古屋迄にをさぎ十二月二日京に入る又初瀬寺に
詣て記を物路たみ為に一庵を設けて此の旅すの後
慶の為に家旅し於家内詩を誦すゝ之れを聞
て之を聞の人皆感涙を流す
大和国初瀬寺の旅きに藩内の人旅すし家を離るゝ
僅十日に其写真一枚銀の後ゆすことの
行の状況推して知るべきのみ

○本邦校刻の由来

大日本産業学会の諸氏本邦版刻の由来を論じ日本

製作図説と甚だ詳なる記事あり之を以て之を印刷せしも以
て之の沿革を窺ふべきなり（和事始）印版の條に云へる如く
三年（土御門院の年号）山門衆徒法印所送撰擇集者諸宗
書也天下不可止置之在々所々所持并其印版大講堂
取上為報三世佛恩一可焼失一之由奏聞仕畢と為是
を以て見れば此時已に選擇集を板行せしも亦古の書籍
を板行せしなり猶ほ久しき世なれば又夢
窓國師の弟子如蘭相國寺の祖也夢窓多く佛書を
集めを板行の刻めり多くは如蘭の筆なり又高師直が
板行せし佛書もあり其他兵火かりも不傳といへり又角
倉與市太秦の作る史記の諸の事を開版せしも

此本と云ふ也杜子美千家注を足利本といへるもさうなり
むかし朝鮮より使を遣はしめしもの程敏政の心経附註なども朝鮮より其板を
とりしも也也世の印版は昔よりの庭訓節用集などの
如し慶永六年の版なりとかや正保のまら
版に多くなりたれども其板を写ずし（前項）奥羽の西国
は向く民写を使ふとかや一種の書あり こは唐民の文字を
かきたる書のみなり耕作の時を識らしむる書訓の類
なりこれを「メクラゴヨミ」と唱へとかまた「ナキエバン」と
て上杉景勝の四季草江山博の例言なる者あり者は
文書の類を鏤版せしも者あり開版とかくこれら後の

ひて筆者の署名を本板に翻刻したる者を「八百屋版」といふ。「江戸板」と呼ぶ者あるべし。文化十七年（一八二〇年）を距る四五十年、おつかた尾張屋の書物やはや本と美濃屋の書使べるや伊兵衛の創意なるを終に二種の版彫をそつこの版本々々は安永の稀なりしさまの言へすべきものあるこのお武家様なるを本版より起りしは必ずや延享の年間ともなれば如何なる人しか陽なる意匠よりもしてかハうバンしの一種なりしこの人風の世後或は大伝の方向をとを一種の図載なるを市街の呼声する者の世まりしこの絵葉書図の遊年も意の作なる人具の生れと言人こゝの一片の浮世絵爆羅勒を版とし十さまき勢を七

字書を数多なし星揚なるもこゝの粗拙笑ふべ
世人これを指して「カハうバし」と呼べる者多くあり
しかるこのお今も反墨を彫板に塗りて紙を摺る
一種なるこハ版画の彩色に代用する
時、版筆の彩る止まるに紙おを供ある隣屋優名業
沿革の一端をなるこの人
○
天保の頃の人田沢光熟なる世の中を権の賄賂の弊
く行はれて賢愚を問はず人情一変せるを嘆きこの
折の長崎奉行に二人あり両人とも賄賂の
松浦立ちしとのこと後を聞かまゝ

[illegible]を初めて来りし由長さ五尺許の拝の小棚枝
の枝を出す（其中に飲食物[illegible]）みに成せるあり終に
の種類を産す（[illegible]）も仕方なく産育の状況
の変を聞けば急ち産を終るあり拝殿を送附して贈
を為すの具とするの大抵七八あり十四五寸位の玉あり
りし由或る人の話なりとぞ
同じ浦の奇怪の人の初鰹を喜び欲する魚屋の
好まるを待て人皆為に改るあるとて時分を計り而
川汐に落ての為をもし豆き三浦三崎の方より鰹魚
積て来る拝殿船を迎掛け沖に出て金を受あ
を投げ込めば一尾あるハ合点して鰹魚一尾をもって来れ

りて掛りを乱し帰り来る時は真の初鰹喰
と云へり金の[illegible]年の[illegible]北斗へ改る止み
て若人の豪奢を驚るの[illegible]初鰹の價の目の
下一尺四五寸の者にて價[illegible]定位なれ共[illegible]
れて[illegible]二百五十文位なれ共[illegible]是の年と大抵[illegible]
[illegible]也あるし 後人の句に「鰹や三百坊の[illegible]
し」三百坊金[illegible]播磨大坊[illegible]
文政の[illegible]飛騨[illegible]
殊の外[illegible]世[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

男人ハ御宅へ走て来しとるが惣兵衛へ知らせすれバ
是を持ち行きしが為にて偏へ〆て御頼申して其切手を出して
請けたれバ男人ハ大けに喜びて来ひ同役も各人来りて
同伴して急ぎしと請ひ許るしを受て出行き周旋
解じ果ては八万両の切手を出して酒肴
を命じ種々の肴珍味を出しての饗應人々に千万
よ祝々して暮まで帰りしとそれハ性情よ切手
の事ハ極是で此是が代料分の事なるに急度せし
おさんの手紙を出るお帰りしとあの人後家で此来るの金
お此言子行き時へ重りて出しておろしてしまひと
出てなれハ何度も室置敷を去く去んぬ躯

て御膳の飯一杯宛食して一杯請あけるをあら如何し剰
さへ又ある十五両を添て戻しなれバ男人も呆れたる
帰りし人は世間並一流して有りけれども甚だ感心も致さ
て夫の程の手に遅ざれハ心得ざる人ハ千万に悲しみたるの
者を振りし今まで男気の事と云なりと奉
ずる新五十両の切手を出しまゐらせんと式人の浮
りき　栄本勘定の五月

○

秋田間語に曰く其方人常勝ありて一両の出る的ハ
前々長手拭を帯して扶もて其主家の合印となす夫
ゆゑ元来其家々の染色を極めありせし家中ハ

一枝をすぐきりとりて或は何の寺院家中は何の屋敷の
庭樹を切て平田門人の物語りにて家々の人
印あり又は切り面しまぶと寒金中ちりとりて所
々の枝をしの人数をとりてそれぞれ元ち
かくて色々銘々の数に応じ出来合の深移移
の手技を用ひ元々何の用と云やうもなく拵
めり
ところ〻のうち奥州ところ〻山々もる諸ところ〻
かるところ〻の名あり
○安積艮斎
鋤雲の五月雨草に云く安積祐助名佐宮に典
形艮斎と號し又見山樵と云ふ余の屋号の内
奥州三本松の産なり八幡社祭礼の沿男子の家
もあり紀州藩士佐〻所移りなりと云ふ年十七の時
る党伝傳の事あり志を厲まし偏境なれば世
間に出ずと思ひ立ちを忘れたるの江戸なる
と一人の僧と道連となり亀と称しなりて
う問ふに一体少年の一人なれば江戸へ出て何
やと問ふに人艮斎へ答へて余が学問修りの志
の江戸へ出て学問を学ばんと深心なりと
心曲緑もなんとなく仲間なれば
涙ぐみ仮炊きして即ち出発して見ひ

なも江戸にて説教も知る者も無しと云しのハ彼信僧
く修行の身全く本覚寺住まり由縁ありて法華宗の
住職なりしか深切なる人にて彼所に住しける處なり間
うぬきハ少年なれと宗山先生の名の子を伴て旅を来
りしなる縁なるの兵衛既に先生大事中節志なり此を
今快なりけり参りても其旨を叶ふべきかしと便りけれ
ぬ其下男ハ大に力を落し嘆き入りしが宗山先生を償
きその学者に論なんと聞ひし僧ハ兼ねて江戸
まて来んと行しが学者ハ何方一日生きるぬべく
入せしと思へつ段々彼手通りにて来りて然るに其の
傍に諸脱河上存を慕ひて物既するなと

初めて江戸に出たりしのなれハ不案内なりし因て旅
を出て諸国を足に任せ信仰の寺に止宿して旅
路をもかさねて程かさねて又ハ住し日を経
足腕弱りて其の修行の道を指南しても僧ハ尊き橋
の方さして旅のなりしの心行くと立戻りての時
こゝと呼び掛けたる祇園寺の如しかと連れても平方
ならハしき浄土宗の門派縁ありて人を止宿さす
そハ御法度なれとも年来かしこ
と志しも慮にもしあると手形も
も出家の似たる人一会の住み寄るべし
一樹の陰も無縁なりと如何なる住ひ来りの年

年ハ宮下を明きてあれを何然も来る志試んと云者
会ぶ廣東三國志の端本を見出して讀せめしの
ハ是等ハ國字を讀さらするを得なりし立言葉を
讀み出のもしに夫にも止め其併存する者
つまき此傳自ら經分れ一家の名を成す此流
林笑酒の五六人として雨名を頂撫付ケられ
天下を動かすり同る云此傳ハ流石る名明人まれ
ぬ源寺めきき小寺の仕職るれ世ぬ寺り後るは勿
延寺山まひとに進み右り又良寺先生後る此寺
の檀那となりて其菩提も取らり今此寺に在
なり

○小野蘭山

小野蘭山は京師の人なり文化初年七十餘歳にて召れて
江戸に来り醫學館に於て本草學教授を命ぜられたり
此人幼年の頃より本草を好み年十二にして師扶搖が秘
傳先鏡を手写し夫より其後松岡玄達の弟子となり
遂に物産家の大家となる其江戸へ召れ状刈
の時も数山採薬中にて門弟なり遠の説を云ひて
然ども大家の述甚の指図をなしと云ふ小江戸に来て在を
蘭山翁の家鴨に賜りなりし庭園にて来る讀醫學
に行くを得可きなりぬ己にに来て従来を経て
醫業の門に入りてもなるも遂に提録を擢しるみ

かくしと云へり人ニ於て遂元亨之頃を述ぶるのお後へて此の病
ありひしくの者きれとも相嘗めるを聞ニ時ハ傳ととし
者へて伝ますへ言ふ記伝るする事よ此あく一旦の
薬毒ニ得けれて翁ハお飯を勧めのよしなし餅ハ三度
ツい膳椀と飯櫃を具して薬毒のとく入れ豆きい襖を立
折り戸置ニ(三度の食をする毎ニ散薬を運ニ酒三杯
ツいを飲しとこれ傳ふ 何時の食するや茶いも湯の松具へも
誂けす何時の寝ニ入る事ハ一かける志とる事る
時ニ絶あ元か翁生中まて入浴せる事なとも
あまり頭も洗ハれハ翁生涯して垢をぬくらすし
なれと反わけれハ湯の熱きを忌ミ入らすと答なり

去れハ湯の自ら冷るを待すや其沈黙遂まへて此利き
昔京山の孫葉蕙畝といふ者あり常ニ来りて温清を奉
す蕙畝の画ハ三年前過きに参り或る京山
見てあまり女子へ何のいやと問ひけれと其ととの様へ
一向ニ心を留めさる又此翁ハ年七十六にて友庫の読
書数万巻一千巻を手ニ写し(廿年をかけし)時文化
丙寅の火災ニ罹りて蔵書及び文庫悉く焼けたれハ又再写
やりしと云ふ其篤学勉励を伝ふる此の如し [illegible]

○孔子の像図書

勧学の獨孤霖語ニ曰く孔子の像の存するを世に知る者
後隠見やし付玩の邦ニ売りゆくくまのを遂へ入ニ像ハ

宋代の作なるも傳はらず確かなるのみなる仏像四軀
何人の彫刻なるか詳かならざるも慶長年中の一
院を修めたりしと其材料木材にして殿内のみあり
背後を繫ち取らる（陸奥の厄ならざし）千体林氏
の住居なるや詳らかならざるも
思ふに林氏お業を引取られ大樹寺宮人の降
らり其学を修めて学問仏教に因りて廟を立て
仰高入徳恵壇の三つを作り大成殿を造て此像
を其中に置（中略）

以下
3丁
白紙

○大徳寺の住侶宗実師、宗[illegible]の書簡
を大徳寺情報屋と称して持ち来りし所、
すべて面白きの趣なり、即ち宗[illegible]の侶
談を聞かんと理葬したる其所を行ひし時、和尚住
雄、祇園住春の二人、淀川家の文[illegible]、堺の舞妓
淀川一座等合奏して、[illegible]を楽しむ
去る八日三法師を懐て京都中より出、住雄之事乃ち腊
家ずを叱作閉居しめたる結果、こゝ全く真書の腐
記と云つる説もあれども、其実住長の
なるの命令と云へり、乃ち左の書簡の法
令抜粋の写を住春の手に賜りし書物なりと云ふ

御仏事の儀御内人様へ（住所住春）於次（秀吉の妻なり住長の母）より
被申上候由に付、御[illegible]なるもちろん、又は御[illegible]（堺の郷）を
指御仏事の御法令を定て、天下の御[illegible]と云、如御[illegible]
小さの一僕の者を5百人四五人位なるの上様（住長）
之御芳情須弥山なるも[illegible]、不叶御仏事いたし
之御[illegible]も[illegible]、六十餘の之御仏事御[illegible]、筑紫
御葬礼遂追腹十文字切[illegible]、情大慈院恨を
御存じ、此由住春様、御[illegible]、[illegible]

十月十八日　秀吉花押

附記此書状の作者は[illegible]の者の作なるべし
を[illegible]

○信玄逆修の事

坊号を勝軍山と川中島合戦の書には、信玄逆修を並に傳形
をして逆修を彫らせ自分を彫らせ、これは甲陽軍鑑を據
んるもこれ可鑑は信玄の制札を天文二十年二月とし、
川中島の戦はこれより十年の後即永禄四年なれば傳形な
かきたるなるべし、二つ傳山に傳ふる遺品なれば信玄
寿像は五十歳等の姿なれども猶制札を按ずるに且天正
四年葬礼の時傳大田の唱ふ（脱入瑞雲授衣授戒、
円齋法居相）とあれば制札を唱ふるなり（嘉永十三年）
逆修を唱ふ晩年出家の形なるべし天正三年四月出家多門
寺に納めし彫像（去年十二月十九日合議体一遂訪ひ

とあるべし）なるべし、さるに逆修信玄の制札を並に
川中島の彫像十歳年の若きを以て信玄の制札の年
三年をもて断ず、逆修四年なるべし即世年

田中義成

○古碑表綱を人有

古碑左衛門表綱は銘を按ずしめる一書を以て何人も知る
人なるべし平人の碑なれば厚の上一の特なるべし大市氏の
お碑毎の書彫るべしなれば見るべし石碑は年号俗世
俗名を遂げし故を遂げしも伝むる碑伝の文見るべすとお
り者きれば年号の彫像二十三年なれば見るべ

○古今妖魅多

手田萬國に古今妖魅考を著はし佛の奇蹟を利用して佛者の破戒を排撃したるは、その一例を示さんか爲なり

釋道鏡如意輪法を行ひて驗あらんとて、文武天皇の寵を蒙りたるに、本文を書きあらためて其の考論を附して曰く

大事法は、北女三帝に、天平寶字六年、鬱を發し佛道を修し、法律を法華尼と稱したる。同七年の九月、道鏡法師を小僧都とし、絵内四人を、俗姓を削氏を、法相宗を、西大寺義淵僧正の門流

を、帝の林泉に侍り、甚く寵愛せらる。如意輪の法の驗德と云へり、天皇道鏡の陰を見るに不足無色さん、黄者顔色を陰形を作り、用ひさせ給へ、折れ二花りて腫塞おり、大事を及ぶ、とき、百濟四の醫師の、小手尼と、其手腕の手のぬくもりの見たりて帝の疾癒べしとて、手を油を塗りて取えと申しけるに、右中辯白川、雷狐と云ひて、剣を抜て尼の肩を切る、血のながれて膏のごとくなる、前に絵のごとく、なほ道鏡を忘逆、四月を立て、ちりぬ、畏くも天皇副を、くらひ、寵ひ、なりき

墻裏抑の天皇寵の高きの押勝を幸し給ひ、

また道鏡をもつて宮廷に仕へる美女、此の人を
して、威勢を誇ける故、涅槃経に所有三千界の
男子、諸煩悩、会集為二人、女人之業障といふ
文を厳誡あれ、朕女人なりと云へども、今こそ此仏
佛の妄語をなすべし、行ふ小僧をあつけ給へり、此経の
護法神怒りなす、忍ぶべき嫉妬嫉妬の
ごとくなり、女根廣博なれ敢て其怒を停めがたく
天下の勅を下して大根の者を求め給ふ、押勝其仁
なるべしとも、道鏡を問ふべきなれ（うとある
ハ、）ばなるべし、傳（有るべきやうや、女ハ殊
に深心深きものなれ、佛法のめぐハ、佛言のめぐ
ばなる妄語なり、彼ハ女
慶の魅なり、

宵虹の妖魅なる斯なるべし

○家康天麟羅を傷ず

幕府の日記に曰ク、二月二十一日（文和二年）大御所駿河の田中に御
放鷹あり、此事例を以て御出馬ある先げ給ハ人馬
疲れ十五十二次御傷ハ江戸人馳せ参ずるなり、又年寄ハ
右の方向を詳すれ聞く、大御所ハ田中、御鷹ハ中山
なり、所ハ京都なり、奉行ハ京都所司代、家康公の御義ハ人なり
家康公の御義ハ人なり、参りて御教授ハ上ハ中ハ京
都に珍しき判記ハ女なり、彼人ハ行ハ命ハ上ハ何ハの

料理をと御所様より
あけて下さいとの数風味よく御座候御
ゝ今まで相用ひ候(名ハ略ス)かたく大鯛二本あま
鯛三本合献上則ち右の御料理仰付ありて(心祝
のお風味よく)いと美味なり鯛を常ら多く頂上
し之に二品献上そ御出席有之御傷氣之
旨度ゝ寄書有之候ゝ御医者片山典あを以
二品典ある旨仰せ多し此典あ拝見
ゝ有る四月十五日迄ゝ拝見ゝ有御
時ゝ以上候ゝ之公の五月ゝ公ハ
しく医術よりも下ゝ之ハ元角医術

ゝ迄ゝ之ゝ之を用ひん御傷氣ゝ高事
ハ聖ゝ之の治方御料理の事
用ゝ四ゝ公ゝ高之を寄ゝと自ゝ之ゝて前廣
用ゝ之を賜し給ゝと今ゝ手廣治を寄ん

○三馬漢学者を罵倒す

式亭三馬が当世の漢学者を嘲弄すること殊に其の甚しきもの
なり、其浮世床に「鈍念閑子暮」といへる癖ある儒
先生をして「おれは漢籍を学ぶ気なく、まするなる気
もない。この家庭（親の言葉）のやうな話さんやしない」と
いはしめ、主人の挨拶するに「おまへのお酒までも酔つて
来やしない。殊に」と一言のもとに嘲弄して、當世の學者
達を作る者のことを見て「ハハア竹本祖太夫、鶴
澤蟻鳳、ハテおつるものであるの、漢でハ豊太夫子
どいふのもあれど、日本では奇しい、秦の始皇帝の
松の太夫の官を與へたが、此祖太夫の名をやつた、

なりも覚くすと叔又路傍と耳を議風と筆をとつ
と思ふは、どういふ意であらうぞ」と難じしめ、荒手
一世一代といふは、重言の謬なり、一世一度と改むべきを説
き、東の味噌といふの、湯桶訓になるを辨じ、宜しく
笑話家と改むべしと論じさゝん、酒屋は酒家、豆腐
家は豆腐家、馬方は馬家、舟子とか、
ぐ、人は兎角と冷かさん「イヤく愚人と論ずるは無益
なり」と立腹するを笑ひ給ひ、席の傍に居る者ども、孟子
當世儒者の云ふ様にても後世に恐ろしき人風俗ハ人藝
のものなり、是読まずに風流レテ八人（藝三工）といふの
如き「論語読みの論語しらず」をそしり、洒落を叔らし

「あゝらおめく、れるの為ぼうてもゝ、騙遣くれる
と、ぬゝうゝゝゝ（ぬゝ）ものさしとりくふれるの為おいて、
王子の為もゝろくをつぼうしやかるあく」とり共笑
す何人共共風刺の鋭利揮筆そゝる

閲覧室

明治三十八年十一月中旬